

## 第 5 号議案

### 府中市公契約条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 16 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

#### (説明)

公契約に関し、基本方針を定め、市及び受注者の責務を明らかにするほか、その適正な履行に必要な事項を定めることにより、公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働環境の整備を推進するとともに、地域経済の活性化を図り、もって市民の福祉の増進に寄与するため、条例を制定するものであります。

# 府中市公契約条例

## (目的)

第1条 この条例は、公契約に関し、基本方針を定め、府中市（以下「市」という。）及び受注者の責務を明らかにするほか、その適正な履行に必要な事項を定めることにより、公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働環境の整備を推進するとともに、地域経済の活性化を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が締結する請負契約、業務委託契約、売買契約その他の契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）と締結する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。
- (2) 受注者 市と公契約を締結する者をいう。
- (3) 特定公契約 公契約のうち、次に掲げる公契約又は公契約の一部をいう。ただし、受注者が国、地方公共団体その他市長が認める者であるものを除く。
  - ア 工事又は製造の請負契約のうち規則で定めるもの
  - イ 工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約のうち規則で定めるもの
  - ウ 指定管理協定のうち規則で定めるもの
- (4) 請負事業者等 市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（一人親方等を除く。）をいう。
- (5) 派遣事業者 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、受注者又は請負事業者等に公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者をいう。
- (6) 受注関係者 請負事業者等及び派遣事業者をいう。
- (7) 受注者等 受注者又は受注関係者をいう。

- (8) 従業員等 受注者等に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和60年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。
  - (9) 一人親方等 市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うものをいう。
  - (10) 労働者等 従業員等及び一人親方等をいう。
  - (11) 労働報酬 公契約に係る業務についての労働の報酬であって、次に掲げるものをいう。
    - ア 従業員等がその雇用する者から得る賃金
    - イ 一人親方等が当該契約により得る収入
- (基本方針)

第3条 市における公契約に係る基本方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市と受注者との対等な関係に基づき、互いに協力し、公契約に係る制度を適正に運用すること。
- (2) 公契約の適正な履行及び良好な品質を確保すること。
- (3) 労働者等の雇用の安定及び優れた労働者等の確保に向け、適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に配慮すること。
- (4) 市内の事業者が公契約を受注する機会の確保に努めること。
- (5) 公契約に係る手続の透明性を確保し、適正な予定価格の積算及び事業計画の策定による事業環境の整備に努め、公正な競争を促進すること。
- (6) 談合その他の不正行為を排除すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に推進しなければならない。

(受注者の責務)

第5条 受注者は、公契約を締結する者としての社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、前条の規定により市が推進する施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努め

なければならない。

(労働者等の労働報酬)

第6条 市は、特定公契約において、受注者等が対象労働者等（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条に規定する労働者を除く労働者等をいう。以下同じ。）に対して支払う労働報酬（指定管理協定以外の特定公契約に係る労働報酬においては、最低賃金法第4条第3項に規定する賃金を除く。）について、市長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の額を支払わなければならないことを約定するものとする。

- 2 労働報酬下限額は、時間単位によって算出するものとする。
- 3 労働報酬が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められているときは、時間単位に換算するものとする。この場合において、当該換算方法は、規則で定めるものとする。

(労働報酬下限額の決定等)

第7条 労働報酬下限額は、次の各号に掲げる対象労働者等の区分に応じ、当該各号に定める事項を勘案して定めるものとする。

- (1) 工事又は製造の請負に係る業務に従事する対象労働者等 農林水産省及び国土交通省が定める公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価
  - (2) 前号に掲げる対象労働者等以外の対象労働者等 最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金、非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例（昭和31年12月府中市条例第28号）第2条第3項に規定する報酬の額その他公的機関が定める基準及び民間企業等における賃金の支払状況
- 2 市長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ府中市公契約審議会の意見を聴かなければならない。
  - 3 市長は、労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

(特定公契約において約定する事項)

第8条 市は、特定公契約において、第6条第1項に規定する事項のほか、別表に掲げる事項を約定するものとする。

(対象労働者等の申出)

第9条 特定公契約に係る業務に従事する対象労働者等又は対象労働者等であつた者は、当該業務に係る労働報酬が支払われるべき日において当該労働報酬が支払われないとき、又は支払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、受注者等又は市長に対し、その事実を申し出ることができる。

(不利益な取扱いの禁止)

第10条 受注者等は、前条の規定による申出があったときは、誠実に対応するとともに、当該対象労働者等又は対象労働者等であった者が申し出たことを理由として、解雇、契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(立入調査等)

第11条 市長は、第9条の規定による申出があった場合のほか、当該特定公契約において約定した事項（次条及び別表において「約定事項」という。）又は前条の規定の遵守の状況を確認する必要があると認めるときは、その必要な限度で、受注者等に対し報告をさせ、又はその職員に、受注者等の事業所その他の必要と認める場所に立ち入り、労働者等又は労働者等であった者に係る労働条件が確認できる書類その他の物件を調査させ、若しくは受注者等その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、受注者等その他の関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(是正勧告等)

第12条 市長は、前条第1項の規定による立入調査等の結果、受注者等が約定事項又は第10条の規定に違反していると認めるときは、当該受注者等に対し、当該違反を是正するための措置を講ずるよう勧告することができる。

2 前項の勧告を受けた者は、速やかに是正措置を講じ、その結果を市長に報告しなければならない。

(公表)

第13条 市長は、別表8の項に定める事由による契約の解除等（地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令を含む。以下同じ。）をしたとき（契約期間又は指定管理者が管理する期間の満了後に、当該特定公契約において約定し

ていた事項又は第10条の規定の違反が判明した場合を含む。) は、その内容を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る受注者等に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

(府中市公契約審議会)

第14条 市長の附属機関として、府中市公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、労働報酬下限額その他の公契約に関し必要な事項について調査審議するものとする。
- 3 審議会は、市長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。
- 4 審議会の委員（以下「委員」という。）の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は令和8年4月1日から施行する。ただし、第6条から第13条までの規定（以下「特定公契約に係る規定」という。）は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 特定公契約に係る規定は、令和9年4月1日以後に新たに締結する契約又は指定管理協定について適用する。

(非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例の一部改正)

3 非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例（昭和31年12月  
府中市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

(【 】は注記である。)

改正後	改正前																
<p>別表第1 (第2条) 特別職の職員の報酬の支給単位及び額</p> <table border="1"><thead><tr><th>職名</th><th>報酬の支給単位及び額</th></tr></thead><tbody><tr><td>省略</td><td></td></tr><tr><td>公契約審議会委員</td><td>日額 <u>11,000</u>円</td></tr><tr><td>法第3条第3項第3号に規定する特別職の職員（行政不服審査法第11条第2項に規定する審理員を除く。）</td><td>職務に応じ、任命権者が市長の承認を得て定める支給単位及び額</td></tr></tbody></table> <p>備考 省略</p>	職名	報酬の支給単位及び額	省略		公契約審議会委員	日額 <u>11,000</u> 円	法第3条第3項第3号に規定する特別職の職員（行政不服審査法第11条第2項に規定する審理員を除く。）	職務に応じ、任命権者が市長の承認を得て定める支給単位及び額	<p>別表第1 (第2条) 特別職の職員の報酬の支給単位及び額</p> <table border="1"><thead><tr><th>職名</th><th>報酬の支給単位及び額</th></tr></thead><tbody><tr><td>省略</td><td></td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center;">【追加】</td></tr><tr><td>法第3条第3項第3号に規定する特別職の職員（行政不服審査法第11条第2項に規定する審理員を除く。）</td><td>職務に応じ、任命権者が市長の承認を得て定める支給単位及び額</td></tr></tbody></table> <p>備考 省略</p>	職名	報酬の支給単位及び額	省略		【追加】		法第3条第3項第3号に規定する特別職の職員（行政不服審査法第11条第2項に規定する審理員を除く。）	職務に応じ、任命権者が市長の承認を得て定める支給単位及び額
職名	報酬の支給単位及び額																
省略																	
公契約審議会委員	日額 <u>11,000</u> 円																
法第3条第3項第3号に規定する特別職の職員（行政不服審査法第11条第2項に規定する審理員を除く。）	職務に応じ、任命権者が市長の承認を得て定める支給単位及び額																
職名	報酬の支給単位及び額																
省略																	
【追加】																	
法第3条第3項第3号に規定する特別職の職員（行政不服審査法第11条第2項に規定する審理員を除く。）	職務に応じ、任命権者が市長の承認を得て定める支給単位及び額																

別表（第8条）

## 特定公契約において約定する事項

約定する事項	内 容
1 労働関係法令の遵守	受注者等は、従業員等に係る労働条件に関して、関係法令の規定を遵守しなければならないこと。
2 一人親方等との契約条件	受注者等は、一人親方等と請負契約又は業務委託契約を締結しようとするときは、その条件について関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならないこと。
3 継続雇用	受注者は、労働者等の雇用の安定に配慮し、当該契約の締結前から当該業務に従事していた労働者等のうち希望する者を雇用するよう努めること。
4 労働報酬に係る受注者の連帯責任	受注者は、受注関係者が対象労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき、又は受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連帯して、当該対象労働者等に対し、当該労働報酬に相当する金額又は労働報酬下限額と当該支払った労働報酬の額との差額に相当する金額を支払わなければならないこと。
5 労働条件の市への報告	受注者は、規則で定めるところにより、労働者等の労働条件に関する事項について市に報告しなければならないこと。
6 対象労働者等に対する周知	受注者は、労働報酬下限額その他の規則で定める事項を事業所等の対象労働者等が見やすい場所に掲示し、又は対象労働者等に対し当該事項を記載した書面を交付しなければならないこと。
7 立入調査等への対応	受注者等は、第11条第1項に規定する立入調査等に応じなければならないこと。
8 契約の解除等	市長は、受注者等が次のいずれかの事由に該当するときは、契約の解除等をすることができるものとし、当該解除等により受注者等に生じた損害を賠償する責任を負わないこと。 (1) 第11条第1項に規定する報告の求めに応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項に規定する調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。 (2) 第12条第1項に規定する是正勧告に応じないとき。 (3) 第12条第2項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
9 損害賠償	受注者は、市長が前項の規定により契約の解除等をした場合において、それによって市に損害が生じたときは、

	その損害を賠償しなければならないこと。
10 違約金	市長は、8の項の規定により契約の解除等をしたときは、受注者から違約金を徴収することができる。
11 受注者と受注関係者との契約	受注者は、受注関係者と契約を締結するときは、当該受注者が遵守すべき約定事項について受注関係者においても遵守するよう、約定しなければならない。